

新潟市移住促進特別支援金（テレワーク移住）交付要綱

令和6年4月1日制定

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市補助金等交付規則（平成16年新潟市規則19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、新潟市移住促進特別支援金（テレワーク移住）（以下「特別支援金（テレワーク移住）」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この要綱は、テレワークの普及により、住む場所を問わない「転職なき移住」が可能になり、三大都市圏在住者の地方暮らしに対する関心の高まりがあることから、予算の範囲内において本市へテレワークにより移住する者に対し特別支援金（テレワーク移住）を交付することで、三大都市圏から本市へのテレワークによる移住・定住を促進することを目的とする。

（定義）

第2条の2 この要綱において、三大都市圏とは、次の区域をいう。

- （1）東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- （2）名古屋圏 岐阜県、愛知県及び三重県をいう。
- （3）大阪圏 京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県をいう。

（特別支援金（テレワーク移住）申請者の要件）

第3条 特別支援金（テレワーク移住）を申請できる者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- （1）次条で定める移住元に関する要件
- （2）第5条で定める本市に関する要件
- （3）第6条で定めるテレワークに関する要件

2 第9条の方法により、2人以上の世帯の場合にあつては50万円、単身の場合にあつては30万円の特別支援金（テレワーク移住）を特別支援金（テレワーク移住）申請者に支給する。この場合において、2人以上の世帯とは、第7条の要件を満たす世帯とし、当該要件を満たさない2人以上の世帯の場合は単身として取り扱う。

（移住元に関する要件）

第4条 前条第1項第1号の要件を満たす者は、本市に住民票を移す直前に、連続して1年以上、三大都市圏に在住していた者とする。

（本市に関する要件）

第5条 第3条第1項第2号の要件を満たす者は、次に掲げる各号の要件全てに該当する者とする。

- (1) 令和3年4月1日以降に、本市に住民票を移して転入（以下「転入」という。）し、かつ、テレワークを開始したこと。
- (2) 特別支援金（テレワーク移住）の申請時において、本市に転入後6か月以内であること。
- (3) 本市に、特別支援金（テレワーク移住）の申請日から1年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (5) 日本人であること又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- (6) 市税を完納していること（申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。）。
- (7) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住促進特別支援金を受給していないこと。ただし、移住促進特別支援金を全額返還した場合や本市が認める場合を除く。
- (8) その他市長が特別支援金（テレワーク移住）の対象として不適当と認めた者でないこと。

（テレワークに関する要件）

第6条 第3条第1項第3号の要件を満たす者は、次に掲げる要件全てを満たす者とする。

- (1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、本市を生活の本拠とし、移住元での業務を1年以上引き続き行うこと。
- (2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
- (3) 地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取り組みの中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

（2人以上の世帯）

第7条 特別支援金（テレワーク移住）申請者以外の世帯員いずれも、次に掲げる各号の要件全てに該当する場合、2人以上の世帯とする。

- (1) 本市に転入する前の居住地において、特別支援金（テレワーク移住）申請者と住民票の上で同一世帯に属していたこと。
- (2) 特別支援金（テレワーク移住）の申請時において、特別支援金（テレワーク移住）申請者と住民票の上で同一世帯に属していること。
- (3) 支給申請時において転入後6か月以内であること。
- (4) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(特別支援金(テレワーク移住)の申請)

第8条 特別支援金(テレワーク移住)申請者は、特別支援金(テレワーク移住)交付申請書兼実績報告書(様式1)を本市に提出しなければならない。

2 前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 本人確認書類の写し
- (2) 移住元の住民票除票の写し(世帯で申請する場合は世帯全員分)
- (3) 振込先が確認できる預金通帳の写し
- (4) 就業先企業等の就業証明書(テレワーク用)(様式2-1又は様式2-2)
- (5) 新潟市制度用の納税証明書(申請年の1月1日時点で本市に転入している者に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(特別支援金(テレワーク移住)の支給方法)

第9条 第8条の申請があったときは、その内容を審査し、特別支援金(テレワーク移住)を支給することが適当と認めるときは、特別支援金(テレワーク移住)交付決定兼確定通知書(様式3)を交付し、特別支援金(テレワーク移住)を支給するものとする。

(特別支援金(テレワーク移住)の全額返還)

第10条 特別支援金(テレワーク移住)の支給を受けた者が次の各号に掲げる要件に該当する場合、交付決定の全部を取り消し、特別支援金(テレワーク移住)の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等、対象となる特別支援金(テレワーク移住)受給者においてやむを得ない事情があるものとして本市が認めた場合はこの限りではない。

- (1) 虚偽の申請等を行っていた場合
 - (2) 特別支援金(テレワーク移住)の申請日から1年以内に本市から転出した場合
 - (3) 第6条の要件を満たさなくなった場合
- (他の補助金との併給の禁止)

第11条 新潟市移住支援金交付要綱第13条に基づく移住支援金の交付を受けた者は、特別支援金(テレワーク移住)の交付を受けることができないものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、特別支援金(テレワーク移住)の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の適用は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、この要綱は、要綱施行後に転入した者に適用し、この要綱施行日前に転入した者は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。